

育児休業規程の改訂はもうお済みですか？

※ 平成29年10月1日施行（育児介護休業法の改正）

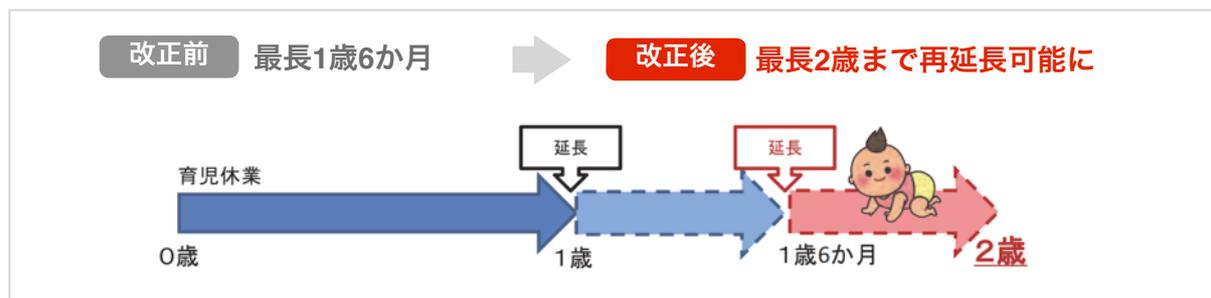


こんにちは。社労士法人ミナジの「るむたん」です。ゴールデンウィークが終わり、あっという間に今年も半分が過ぎそうな勢いですね。

6月から労働保険の年度更新が始まり、7月は社会保険の算定基礎届の提出が必須です。何かとお忙しい時期… アウトソーシングを活用してみませんか？弊所はスポットのご依頼でも保険手続き代行をいたします！さて、お忙しいとつい忘れがちになってしまう、法改正への対応はお済みでしょうか？今回は、育児介護休業法（育児）の改正についてお話しします。

育児介護休業法の改正（平成29年10月1日施行）

育児休業期間の再延長が可能に！



1歳6か月以後も保育園に入れない等の場合には、会社に申し出ることで育児休業期間を再延長できます。育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

育児介護休業の指針も発表

育児休業が最長2年間取得できることとなりますが、キャリア形成の観点からは休業が長期間に及ぶことが労働者本人にとって望ましくない場合もあり、労使間で職場復帰のタイミングを話し合うこと等が想定されます。その点を踏まえ、事業主が労働者の事情やキャリアを考慮して、育児休業等からの早期の職場復帰を促す場合は「育児休業等に関するハラスメントに該当しない」と指針に記載されています。

ただし、職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられます。



育児休業対象外の労働者はご存知ですか？

※労働者すべてが育児休業の対象者ではありません。

●日雇い労働者、●申出時点において、入社1年未満及び子が1歳6か月に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかである有期契約労働者は、育児休業対象外労働者です。

また、●入社1年未満の労働者、●申出の日から1年以内に雇用期間が終了する労働者（1歳6か月までの育児休業の場合は、6か月以内に雇用期間が終了する労働者）、●1週間の所定労働日数が2日以下の労働者である方は、労使協定により対象外にできる労働者です。（但し、配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者は、労使協定を締結しても対象外にできません）

労働組合のない企業様では、各事案ごとに労働者の過半数代表者の適正な選出が必要です。

弊所では労使協定書等の作成アドバイスも行っておりますので、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

育児介護休業法の改正（その他、努力義務が追加）

子供が生まれる予定の方などに育児休業等の制度を知らせる（努力義務）

事業主は働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。



育児目的休暇の導入を促進（努力義務）

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいように、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます（ex:配偶者出産休暇など）。

※詳しくは「平成29年改正法（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>）」の項をご覧ください。

育児休業規程改訂サポートを特別価格でご提供！

5/31までのお申込有効

※規程の改訂～労働基準監督署への届出までの業務



法改正により規程改訂の義務が発生します。ただ労基署への提出期限等は特にないため、どうしても改訂作業が後回しになりがちです。

日々の業務に追われ、意外とお忘れがちではありませんか？そこで、5月31日（木）までの特別キャンペーンとして…育児休業規程改訂サポート（規程の改訂～労働基準監督署への届出までの業務）を、通常¥100,000（税別）のところ、5/31までにお申込みされたお客様に限り一式 ¥50,000（税別）でサポート致します！

※平成29年9月30日までの法令に準拠している規程に限ります。

通常¥100,000（税別）



特別価格 ¥50,000（税別）でサポート！

ご好評につき第2弾開催決定！

「同一労働同一賃金」企業対応セミナー ～同一労働・同一賃金における合理的格差の行方～

◆ 東京開催

日 時：2018年6月6日（水）14:30～16:30（受付14:00～）

会 場：連合会館（205会議室）

東京都千代田区神田駿河台3丁目2-11

◆ 大阪開催

日 時：2018年6月20日（水）14:30～16:30（受付14:00～）

会 場：総合生涯学習センター（第4研修室）

大阪市北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階

※ 参加費：東京・大阪開催ともに無料

お申込は

<http://sr-minagine.jp/info/epfew-action2/>

または

TEL：03-5244-5533

までご連絡ください。

社会保険労務士法人ミナジン

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21 宗保第一ビル4F

TEL：03-5244-5533/FAX：03-5244-5534/Mail：roumu@awg.co.jp/担当：前田

社労士法人ミナジン公式ページ

<http://sr-minagine.jp>

社労士法人ミナジン

検索

